

(質問)

被災した場合、生活資金の貸付についてどのような制度があるのか教えてください。

(回答)

市町村が実施する災害援護資金貸付金と社会福祉協議会が行っている低所得者世帯を対象とした生活福祉資金貸付金（災害援護資金）があります。

貸付条件は、次の表のとおりです。

なお、災害援護資金貸付金の貸付対象となる世帯は、生活福祉資金貸付金を借りることはできません。

区 分	災害援護資金貸付金	生活福祉資金貸付金	
貸 付 条 件	対象世帯	所得制限あり 4人世帯の場合 730万円	低所得者世帯（生活保護基準の1.5倍程度を目安）
	貸付限度額	世帯主1月以上負傷 150万円 家財1/3以上の損害（自動車を除く） 150万円 住居の半壊 170万円 住居の全壊 250万円 住居全体の滅失 350万円	150万円 災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費（住宅、家財（自動車を除く）の破損）
	利 率	年3%（据置期間は無利子）	年3%（据置期間は無利子）
	償還期間	10年（3年据置7年償還）	8年（1年据置7年償還）
	償還方法	元利均等年賦又は半年賦	元利均等月賦
	保 証 人	連帯保証人1名	連帯保証人1名
	申請期日	災害日の翌月1日から3月以内	災害日の翌月1日から6月以内
	受付窓口	市町村の福祉課	市区町村社会福祉協議会（民生委員を經由）
対象災害	県内で、災害救助法が適用された市町村がある場合の災害	災害援護資金貸付金の貸付対象とならない災害でも対象	
根拠法令	災害慰金の支給等に関する法律（市町村条例を制定）	生活福祉資金貸付制度要綱（厚生事務次官通知）	

	災害援護資金貸付金	生活福祉資金貸付金
連絡先	お住まいの市町村	お住まいの地域の民生委員、社会福祉協議会
電 話	別紙市町村名簿参照	別紙社会福祉協議会名簿参照